

岩手県告示第 321 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、久慈広域連合から申請のあった久慈広域連合規約の変更を平成 19 年 3 月 27 日付けで許可した。

平成 19 年 4 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也